

加害が明るみに……それでも崇拝され 日本ポップス界の「捕食者」

2023年3月7日

モビーン・アザー、BBCニュース



注意：被害の訴えが詳述しており、動揺するかもしれない内容が含まれます。

ジャニー喜多川氏は日本のポップカルチャー、日本のアイドル文化を作り上げた立役者だった。喜多川氏が創設した男性のみのタレント事務所「ジャニーズ事務所」は、人気男性アイドルグループを次々と世に送り出した。「チャート1位を獲得した歌手を最も多くプロデュースした人物」としてギネス世界記録にも認定された。「最も多くのナンバーワン・シングルをプロデュースした人物」、さらには「最も多くのコンサートをプロデュースした人物」にも認定されている。

一方で、喜多川氏には性的搾取の疑惑が、常につきまとっていた。しかも、密室でさやかれただけではない。全国的な報道機関が取り上げ、その一部は民事裁判で認定された。それでも、喜多川氏は晩年まで国の宝とされた。2019年に87歳で亡くなった後も、今なお崇拝されている。

「He is God（あの人は神様です）」。東京の街頭で取材した若者は、喜多川氏についてこう言った。日本では、多くの人が同じように思っている。喜多川氏の葬儀は国家的な行事だった。当時の安倍晋三首相からも弔電が届いた。東京ドームでの「お別れの会」では、アイドルグループのメンバーなど国内の著名人たちが、目に涙を浮かべながらお別れのパフォーマンスを披露した。



2019年6月に亡くなった喜多川氏の訃報を伝える日本の新聞各紙

しかし、それほど広く知られた存在でありながら、本人の写真はきわめて少ない。ほとんど公の場に出ず、ほとんどインタビューも受けず、自分が撮影されることをめったに許さなかった。

同様に、自分が抱えるスターのイメージも厳しく管理した。没後4年の今でも、あどけない顔をした少年スターたちは日本各地の都市で、巨大広告や巨大スクリーンから、街を見下ろしている。ジャニーズ事務所の少年たちは誰もが同じように、あごにひげはなく、前髪は長い。彼らは自分のアルバムを売るだけでなく、不動産からコンタクトレンズまで、あらゆるものの広告に起用されている。

喜多川氏による性的加害の話はもう何十年も前から出回っているが、なんの影響も及ぼしていないようだ。BBCの新しいドキュメンタリーのため私は、日本の芸能界、ポップスの世界に最強の実力者として長く君臨した人物は、どのようにして長年にわたり10代の少年たちを搾取したのかを取材してきた。



BBC、故ジャニー喜多川氏の加害について取材 言葉を詰まらせる元ジュニア

喜多川氏の存命中、何千人もの少年や若者がジャニーズ事務所に所属した。その全員が、喜多川氏と直接会っている。同氏は60年近くにわたって自ら、タレントのスカウトと育成に関わっていたからだ。

自らが作り上げた仕組みのもと、喜多川氏は他の大人の目が届かないところで、少年たちに接し、支配することができた。「ジュニア」と呼ばれる新人たちは、他のグループのバックダンサーを務めながら、いずれ喜多川氏に選ばれるのを待つ。事務所が売り出すタレントとして選ばれれば、マネジャーが付き、プロモーションの対象になる。しかし、それには何年もかかることもある。

ハヤシ氏（仮名）は、15歳の時にジャニーズ事務所に履歴書を送った。オーディションで初めて会った喜多川氏の第一印象は、「すごい気を遣ってくれて優しい」人というものだった。しかし、事態は間もなく一変する。

このことを初めて公に話したというハヤシ氏は、自分の身に何があったのか口にするにあたって、無理もないことが見るからに緊張していた。

初めて喜多川氏に会ってからわずか1週間後、ハヤシ氏は喜多川氏の住まいのひとつに招かれた。喜多川氏の複数の自宅は、「合宿所」と呼ばれていた。実に多くの少年が寝泊まりするからだ。

「しばらくして、ジャニーさんに『お風呂に入っておいでよ』と言われました。そして（喜多川氏に）全身を洗われました、お人形さんみたいに」と、ハヤシ氏は話した。

明らかに動揺した様子でハヤシ氏は、喜多川氏にオーラルセックスをされたと話した。



「ハヤシ」氏（仮名）は15歳の時の体験を初めて語った

ハヤシ氏はさらに、別の機会にも性的被害を受けたとも話した。加えて、自分に何が起きているのか、他の少年たちが知っていたのは明らかだったとも述べた。

「何人かに『これを我慢しないと売れないから』と（言われた）。僕の周りでそれが嫌で辞めるって人はいなかった。合宿所にはジャニーさんしか大人はいませんでしたし、相談できる環境もありませんでした」

こうした状況を自分たちが黙って受け入れていたのは、売りたい、成功したいという少年の夢と、それが部分的にでも結びついていたからだ――。大人になった今、ハヤシ氏はこう考えている。

「売れてる人に限っては、ジャニーさんのおかげで、事務所に入った瞬間から人生が変わっていると思うので、感謝の気持ちはいっぱいあると思うんです。でもそれと性犯罪は別だと思います。ずっと日本にしか暮らしていないので、日本はすごい優秀な国と思っていますけど、全然違うんだろうなと」

ハヤシ氏の体験談によく似た内容の話は、これまでも複数報道されている。

1999年には週刊文春の記者2人が、喜多川氏から被害を受けたと主張する10代の少年取材した。中学生の時にジャニーズ事務所に入り、それから間もなく性的加害が始まったと、少年は当時話した。

この少年はさらに、同じような経験をもつ他の少年や青年を記者に紹介した。取材の結果、複数の証言があまりに見事に一致したため、加害行為の大半が行われた喜多川氏の自宅、つまり「合宿所」と呼ばれた場所の見取り図まで、記者たちは描くことができた。

やがて週刊文春には、10代の頃に性的虐待を受けたというアイドル志願者10人以上の主張を記録した記事が、次々と掲載された。被害を受けた時は12歳だったという証言もあった。

被害者の証言は生々しく、挿入を含む性行為や、強制もあったとされた。被害者の1人は、喜多川氏の誘いを断れば自分はスターになれないと信じていたのだと、週刊文春に話していた。「ジャニーさんに従わなければ、ステージでの立ち位置が悪くなるよ」と言われたのだと。

喜多川氏が未成年者と、本人の自宅で性交したという証言もあった。「忘れられるなら忘れたい。両親がジャニーさんの布団を、僕と同じ部屋に敷いたんです。その夜、ジャニーさんは僕の性器を口に入れた。信じられないでしょう。隣の部屋では両親が寝ていたのに」という内容だった。

こうした厳しい内容の証言が複数あったにもかかわらず、週刊文春の一連の記事は世間にほとんど響かなかった。

なぜ無視されたのか。それには、「喜多川帝国」と日本メディアの共依存関係が大きく関わっているのかもしれない。



ジャニーズ事務所の入り口には、喜多川氏を描いたアートが飾られている

ジャニーズ事務所のタレントを起用すれば、視聴者も読者も広告費も稼ぐことができる。ジャニーズ事務所の若手グループを売り出せば、事務所との関係は良くなり、ジャニーズの大物人気スターの出演を確保しやすくなるかもしれない。一方で、ジャニーズ事務所や所属アイドルについて否定的なことを言えば、逆の効果が待っている。ジャニーズ帝国からはじき出され、帝国が生み出す収益の恩恵を受けられなくなる。

ほとんどの日本メディアが、喜多川氏の問題行為について触れることすらしなかったのは、そのためかもしれない。

週刊文春の報道が出た後、ジャニーズ事務所は同誌をはじめ文藝春秋のあらゆる編集部を、自社タレントの取材から締め出した。そして週刊文春の連載の翌年、喜多川氏とジャニーズ事務所は文春を名誉毀損で訴えた。

民事裁判は4年にわたり、子供の時に喜多川氏から虐待されたと主張する大勢の男性の証言が焦点となった。

東京高等裁判所は2003年7月の判決で最終的に、文春の報道について、「セクハラ行為」に関する記事はその重要な部分において真実であることの証明があったと認めた（ただし、「少年らに対し、合宿所などで日常的に飲酒、喫煙をさせている」という記事の主張は、事実と異なると裁判所は認めた）。

だがこの判決も黙殺された。名誉棄損訴訟は刑事裁判につながらなかった。喜多川氏は訴追されることなく、亡くなる2019年まで、ジャニーズ事務所の社長を務め続けた。

週刊文春の報道を担当した記者の1人、中村竜太郎氏は、自分たちの記事が「つぶされた」ことを今も憤っている。「23年間、私はずっと絶望したままです」と中村記者は言う。

他方で中村記者は、報道や判決を世間が受け入れなかったことには、偏見も関係すると考えている。「日本の中では男性と男性が恋愛するとか、性交渉を結ぶことについては、はなから信じていないというか、そういう見方、偏見があったと思います」。

日本は、礼儀正しさを誇りとする国だ。無作法な振る舞いは迷惑あるいは失礼とみなされるだけでなく、社会的にも許されない。多くの日本人は、他人に迷惑をかけることは何としても避けなくてはならないと、そう考えている。こうした考えは、性的被害への懸念について声を上げれば他の人に負担をかけるという空気につながりかねない。

加えて日本では、性的行為について自分で意思決定ができるとみなす「性交同意年齢」は13歳と定められている。さらには、最近まで男性や少年は法律上、強姦の被害者として認められていなかった。2017年の刑法改正まで、男性のレイプ被害はあり得ないと考えられていたのだ。これらのすべての要因が、男性や少年の性的搾取をタブー視するだけでなく、往々にしてその被害が見えない社会を作っている。

<関連記事>

- [日本の「性交同意年齢」、16歳に引き上げ 法制審が性犯罪要件見直し](#)

だとすると、10代の頃に喜多川氏から性的な誘いを受けた男性の多くが、いまだに、自分の身に起きたことは正しくない、間違ったことだったと認めるのが難しいのは、決して意外ではない。

リュウ氏は2002年にジャニーズ事務所に入り、バックダンサーとして10年間在籍した。ハヤシ氏同様、自分の経験について公に話すのは初めてだ。

「（喜多川氏の家で）寝室の方に行ったときに、ジャーニーさんが来て、『最近すごい忙しいだろうから、マッサージしてあげるよ』という感じでマッサージしてもらいました。肩からどんだん下の方に行ったという感じでした。ある一定のところまでいって、もうそろそろ度を越えそうだなと思ったので、『もうこれ以上はだめだよ』というふうに言って、『ああ、ごめんね、ごめんね』って、ジャーニーさんは別の部屋に行ったんです」。リュウ氏は当時16歳で、喜多川氏は70代だった。

大人になったリュウ氏は、喜多川氏を非難しない。「ジャーニーさんのことが嫌いじゃない。むしろ好きなので僕は。今でも大好きですよ。本当に、ジャーニーさんはすごい、本当に素晴らしい人で、僕もすごいお世話になって。愛をもって接してもらって、今でも思っていて。僕にとってはそこまで大きな問題じゃないので、多分こうやって笑ってしゃべれているのかなというところはあります」。



バックダンサーだったリュウ氏は、喜多川氏を「素晴らしい人」と呼ぶ

ジャーニーズ事務所に「ジャーニーズ Jr.」として在籍した他の若者も、喜多川氏を擁護した。

大阪のバーで働くレン氏は、喜多川氏が亡くなる2019年まで、ジャーニーズ事務所に所属していた。

事務所に入った当初を、レン氏は懐かしく振り返った。「まず、ジャーニーズ事務所から連絡が来たことに対して、（母親は）感動して泣いてましたね。（家族は）こんなに（お金が）もらえるんだって思っていましたね。裕福ではなかったです。本当に夢のような時間というか、信じられなかった」。

スターになりたい若者と喜多川氏との間には、取引関係のようなものが存在することもあったとレン氏は話す。

「ジャーニーさんのセクハラ疑惑については、僕は正直めっちゃ悪いとは思わないですね。受け入れちゃってる時点で、そういううわさが回っている。これがあれば売れるとか。（そういう気持ちか）ちょっとはあると思うので、そこはどっちも責められないかなと僕は思います」

自分なら、名声や成功と引き換えに喜多川氏の要求に応じていたかと尋ねると、レン氏は「正直、有名になるのが1番の夢なので、僕の。（なので）受け入れるとは思いません」と答えた。

ジャニーズ事務所は現在も、J-ポップ界で最も強力な芸能事務所で、喜多川氏は今もその象徴として称賛されている。東京本社の受付には、喜多川氏の数少ない写真をもとにした色とりどりのアートが飾られている。現社長の藤島ジュリー景子氏は、喜多川氏のめいだ。

私たちは藤島ジュリー景子氏と、ジャニーズ事務所にコメントを求めた。藤島氏は、「2019年の弊社代表の死去に伴う経営陣の変更を受けて、時代や新しい環境に即して、経営陣、従業員による聖域なきコンプライアンス遵守の徹底、また偏りのない中立な専門家の強力を得てのガバナンス体制の強化等、全社一丸となり社会から信頼いただける透明性の高い組織体制及び制度整備を一步ずつ進めております。具体的には、新体制が発足して最初の年明けになる2023年に、新体制及び新制度等の発表、施行を計画しております」と文書で回答した。

性的虐待疑惑に対する直接的な回答はなかった。ジャニーズ事務所は、ジャニー喜多川氏が少年や青年に性的加害を加えていたことを、公式に認めていない。

自分の被害経験について語りたがらない男性は多い。そのため、アイドルスターを目標して性的に虐待された若者がいったいどれだけいるのか、分からないまま終わるのかもしれない。

被害者が公に被害を認めるのは、非常に勇気のいることだ。性的虐待を受けた男性を専門に支援するセラピストは、日本では少ない。その数少ない1人の山口修喜氏は、こう言う。

「日本には恥の文化があります。なにか個人的な問題を抱えていても、日本人はそれを口にしない」



セラピストの山口修喜氏

しかし、被害者に対する世間の冷たい目線と沈黙は、虐待の加害者に利用されることもあると、山口氏は言う。

「性的虐待では、特別な絆が生まれることがある。それがグルーミング（わいせつ目的で相手を手なずける「懐柔」行為）です。そうしたものが、性的トラウマをとっても複雑で、ややこしいものになっている」

「回復への第一歩として、まず虐待があったことを心から認める必要があります」と、山口氏は話す。

喜多川氏に虐待された多くのサバイバーは、そして日本社会の大多数は、この最初の一步をまだ踏み出せていない。

（BBCドキュメンタリー「Predator: The Secret Scandal of J-Pop」はイギリス時間3月7日午後9時（日本時間8日午前6時）、BBC Twoでイギリスで放送されま。イギリスからは [BBC iPlayer](#) で視聴できます。日本ではBBCワールドニュースで3月下旬に放送予定です）

（英語記事 [Exposed for abuse but still revered - Japan's pop predator](#)）

高市大臣と総理の電話会談の結果
（平成27年3月9日（月）夕刻）

- 大臣室・平川参事官から安藤局長に対して以下の連絡。
- ・ 政治的公平に関する件で高市大臣から総理に電話（日時不明）。
 - ・ 総理からは、「今までの放送法の解釈がおかしい」旨の発言。
実際に問題意識を持っている番組を複数例示？（サンデーモーニング他）
 - ・ 国会答弁の時期については、総理から、「一連のものが終わってから」とのご発言があったとのこと。

（以上）

山田総理秘書官からの連絡
【政治的公平の件について】

（平成27年3月13日（金）17:45）

山田総理秘書官から、政治的公平に関する国会答弁の件について、安藤局長に電話連絡。
内容について局長からお話を伺ったもの。山田秘書官の発言の概要以下のとおり。

- ・ 政治的公平に関する国会答弁の件について、高市大臣から総理が今井秘書官かに電話があったようだ。
- ・ 総理は「軽く総務委員会で答弁しておいた方が良いのではないか」という反応だったとのこと。
- ・ 本件については総理が前向きであり、今井秘書官の指示で、菅官房長官には本件について相談していない。
- ・ 本件についてはしばらく「静観」したい。
- ・ 磯崎総理補佐官の側で大きな動きがあれば教えて欲しい。

（以上）

磯崎総理補佐官室からの連絡
（政治的公平について）

平成27年3月24日（火）16:50
磯崎補佐官付・山口氏（O） → 放政課・にしがた（×）

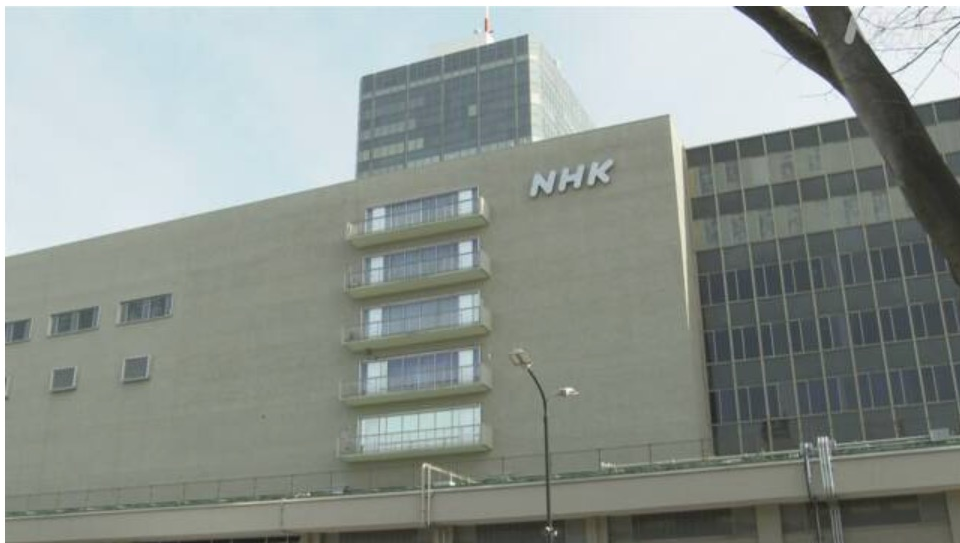
- O) 磯崎補佐官から、政治的公平に関する国会での補足的説明について、「質問」が当方（山口氏）に送付されてきた。補佐官からは、総務省に送って答弁を用意してほしいとのこと。補佐官としては、先般の整理パーバーを基に、適宜総務省において必要な部分は補足等していただくイメージであった。
- O) 補佐官からは、NHK予算が終わった後のタイミングで、参・総務委員会の一般質疑で質問することを考えているようである。補佐官のほうで、本日お送りした問とは別に、質問者の「シナリオ」も作成中とのこと。
- O) 補佐官はNHK予算後の一般質疑と仰っていたが、具体的にはどのくらいになるのか？
- ×) NHK予算が年度内に成立すれば、その後の総務委員会は、通常であれば※法→非※法の審議が行われることになるのではないか。法案質疑をやれば一般質疑も行われるので、その辺りのどこかのタイミングで、ということではないか。
- O) NHK予算は年度内に成立できるのか？
- ×) なんとか年度内成立に向けて取り組んでいるところ。
- O) 補佐官も「こんどNHKの集中をやるらしいな」と仰っていたが、...
- ×) (直近の状況を適宜説明)
- O) 国会の状況については、また詳しいことを教えてほしい。
- ×) 了。

(以上)

対総務大臣

- 問1 最近の放送番組を見て、大臣は、政治的公平性がきちんと守られていると考えるか。
- 問2 放送番組の政治的公平性について、総務省は、従来どういう基準で指導を行ってきたのか。
- 問3 「放送事業者の番組全体を見て判断する」ということだが、具体的にどういうことか分かりにくい。例えばどういうことであれば、「放送事業者の番組全体を見て判断」して政治的公平性が保たれていることになるのか。
- 問4 ある番組について政治的公平性が指摘された場合において、「放送事業者の番組全体を見て判断する」としても、番組全体として政治的公平性を保っていることを放送事業者がきちんと説明しなければ、この基準は全く意味がないと考えるが、どうか。
- 問5 一番組だけを見ても、極端な場合は、政治的公平性が守られていないという場合があるのではないか。例えば選挙直前などがそうであり、以前例があったが、特定の候補予定者のみを密着取材して選挙公示の直前に長時間特別番組で放送するようなことは、一番組だけでも、政治的公平性に反すると言えるのではないか。
- 問6 選挙以外でも、国論を二分するような政治的課題について、一方の政治的見解を採り上げずに、他方の政治的見解のみを採り上げ、それを支持する内容を相当時間繰り返し放送するような場合は、やはり一番組であっても、政治的公平性に反するのではないか。





そのうえで14日、NHKに対し郵便法などの法令順守の徹底と、受信契約に関わる業務の適正確保を求める行政指導を行いました。

NHKは「総務省から行政指導を受けたことは誠に遺憾です。関係者、視聴者のみなさまに深くおわびいたします。今回の事態を重く受け止め、再発防止を徹底するとともに適正な業務体制を構築し、ガバナンスの強化に一層努めてまいります」としています。

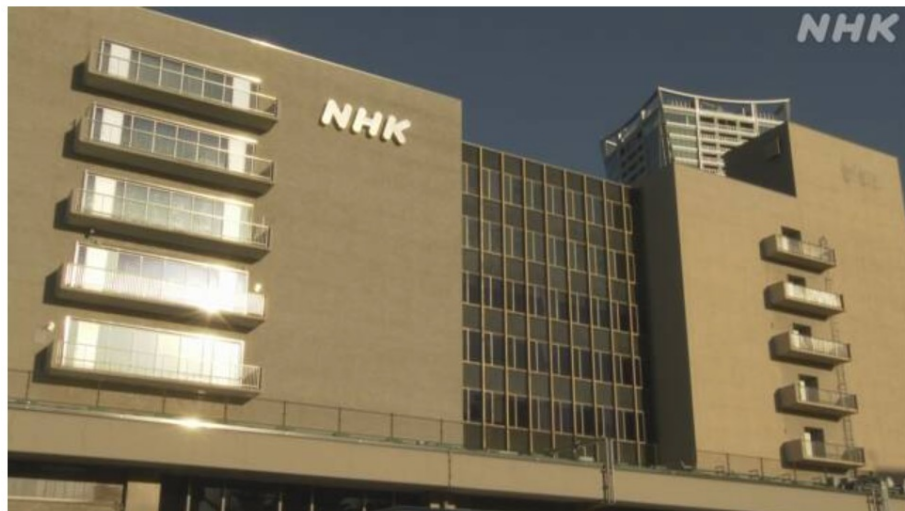
総務省 郵便法違反でNHKに行政指導

2022年12月14日 17時50分

総務省は昨年度までの6年余りの間に、NHKが外部の事業者に委託して送った、受信契約の案内文書の中に、返送する期日を指定したものがあったことなどが「信書」に該当し、郵便法に違反するとして、NHKに対し法令順守の徹底と業務の適正確保を求める行政指導を行いました。

NHKが外部の事業者に委託して、2015年12月からことし1月までの6年余りの間に、受信契約の締結を確認できない人に送った、受信契約の案内文書およそ3400万通のうち、およそ2070万通は返送する期日を指定して受信契約を求める内容となっていました。

これについて総務省は、特定の受取人に対する差出人の意思を示したものであり、郵便法が定める「信書」に該当し、郵便法に違反するとしています。



郵便法違反の報告漏れでNHKに行政指導 総務省

2023年2月24日 17時47分

総務省は、NHKが外部の事業者に委託して送達した受信契約の案内文書に郵便法に違反するものが新たにおよそ309万通確認されたとして、NHKに対し、報告漏れの再発防止を求める行政指導を行いました。

総務省は、NHKが昨年度までの6年余りの間に外部の事業者に委託して送達した受信契約の案内文書のうち、およそ2070万通について、返送する期日を指定して受信契約を求める内容が「信書」に該当し郵便法に違反するとして、去年12月、NHKに対し、行政指導を行いました。

その後、NHKが改めて調査した結果を受けて、総務省は、新たにおよそ309万通に同様の違反が確認されたとして、NHKに対し、報告漏れがないよう再発防止を求める行政指導を口頭で行いました。

また、NHKから委託を受けて案内文書を送達した48の事業者に対しても、郵便法に違反するとして再発防止を要請する行政指導を口頭で行いました。

NHKは「投かん数に把握漏れがありましたことを深く反省し、業務管理を徹底してまいります。また、NHKが委託した業務に関してこのような事態を招いたことにつきまして、事業者の皆さまにおわびいたします」としています。

女性支援事業で委託団体の経費 都が一部認めない決定

03月03日 19時45分



性暴力や虐待などの被害に遭った若い世代の女性を支援する事業で、都から委託を受けた団体が経費を報告するにあたり、処理のしかたに不備があったなどとして、都は190万円を経費と認めない決定をしました。

都は、東京の一般社団法人「C o l a b o」に5年前から性暴力や虐待などで居場所を失った少女たちを支援する事業を委託しています。

去年、「法人の会計報告に経費の過大申告がある」などと住民監査請求を受けて都の監査委員が調べたところ、法人の経費処理に不当な点が認められたとして、所管する都の福祉保健局に再調査を求めています。

福祉保健局は3日、その結果を公表し、法人が経費として報告していた2900万円のうち、190万円を経費として認めない決定をしました。

それによりますと、他の事業も担当している税理士などの報酬が案分されないまま経費として計上されたものが100万円で最も多く、法人の自主事業のため経費として適切でないと指摘されたものも6万円あります。

今回、認められなかった190万円を差し引いても、経費は委託費の上限を上回っているため、法人が返還する必要はないということです。

また、都は、法人が調査に対し、領収書の一部の提示を拒んだため、改善を求めたということです。

法人の弁護団は「領収書は保護女性のプライバシーに関わる部分のみ提示を控えた。今後については都と協議していきたい」とコメントしています。

都はこの事業について経費の使いみちが委託よりも厳密に決まっている補助事業に変更できないか、国と検討したいとしています。

小池知事は3日の記者会見で「そもそも、この事業は国の事業である。事業を委託にするか、補助にするかについては、これからその内容なども踏まえながら判断することになるだろう」と述べました。

1 対応の内容

勧告のあった、法人Aの本件契約に係る東京都若年被害女性等支援事業の実施に必要な経費の実績額について調査を行った。調査内容としては、支出の根拠となる領収書や貸金台帳を確認するとともに、これらの支出を管理している台帳（以下「管理台帳」という。）と突合しているかなどを確認した。その結果、以下のような状況であった。

（単位：千円）

支出内訳	本件経費	調査結果	調査後経費
人件費	9,978	▲972	9,005
事務所・居場所運営費	2,227		2,227
給食費	2,515	▲50	2,464
通信運搬費	471		471
医療費	1,339		1,339
備品購入費	336		336
消耗品費	2,145	▲7	2,137
旅費交通費	1,341	▲247	1,093
宿泊支援費	3,038	▲259	2,778
車両関連費	1,083		1,083
各種保険	3,601	▲389	3,212
会議費	204		204
ソフトウェア	775		775
合計	29,057	▲1,926	27,131

※千円未満を切り捨てているため調査後経費、合計は一致しない

※法人Aの管理台帳では、「人件費」「事務所・居場所運営費」「給食費」「通信運搬費」「医療費」「備品購入費」「消耗品費」「旅費交通費」「宿泊支援費」「車両関連費」「各種保険」「会議費」「ソフトウェア」の区分となっている。

(1) 人件費

人件費は、職員の給与、税理士報酬、社会保険労務士報酬等が計上されている。

(職員の給与)

職員の給与については、法人Aの職員のうち東京都若年被害女性等支援事業に主として従事している職員の給与及び団体の他事業と兼務している職員の給与の一部を計上していた。

支出の確認に当たっては、貸金台帳と管理台帳を突合した。また、銀行の振込履歴を確認し、職員に支出されていることを確認した。

その結果、以下のような支出があった。

- 本来57,347円と管理台帳に記載すべきところ、507,347円と誤って記載されていたため、450,000円が過大に計上されていた
- 住民監査請求監査結果において「給与については総支給額を計上せず、所得税等の税額を控除した後の金額を計上しており、過少計上となっている」との指摘があったことから、このことについて確認したところ、管理台帳には、所得税等の税額を控除した後の金額が記載されていた。改めて、総支給額を確認し、その結果、90,669円が計上漏れとなっていた。
- 貸金台帳及び振込履歴を確認したところ、本事業に従事している職員の給与は総額で22,479,576円であったが、うち13,674,740円については、本事業の管理台帳に記載されていなかったため、対象経費には含めないものとする。

(税理士報酬、社会保険労務士報酬等)

税理士報酬等については、全額が計上されていた。

税理士等は、本事業に関することだけでなく、団体の他事業にも関与していることを踏まえると、支払われた報酬全額を本事業の経費として計上することは適切ではないことから、按分するように指導し、その結果、612,912円が過大計上となっていた。なお、当該経費の按分の考え方であるが、団体の事業費の全体額（当該報酬を除く）のうちで本事業の経費（当該報酬を除く）が占める比率を乗じて、算出した。

上記の結果、職員の給与8,804,836円、税理士報酬、社会保険労務士報酬等201,088円の合計9,005,924円が支出されていることを確認した。

(2) 事務所・居場所運営費

事務所・居場所運営費は、事務所やシェルターの家賃、光熱水費などが計上されている。

支出の確認に当たっては、管理台帳に記載されている内容と領収書若しくは銀行の振込履歴を突合した。

その結果、家賃等1,974,514円、光熱水費252,882円の合計2,227,396円が支出されていることを確認した。

(3) 給食費

給食費は、支援した女性への食費などが計上されている。

支出の確認に当たっては、管理台帳に記載されている内容と領収書若しくは銀行の振込履歴を突合した。

その結果、以下のような支出があった。

- 管理台帳に記載があり、領収書も存在するものの、宛名が当該団体の職員名となっ

ている領収書が2件29,891円あった。職員名での領収書は、当該事業に係る領収書としては認められないことから、対象経費から除外することとする。

- 同一の経費が管理台帳に重複して記載してあるものが1件10,691円あった。本経費については対象経費から除外することとする。
- 給食費ではなく、消耗品として計上すべきものが3件8,906円あった。改めて消耗品として計上することとする。
- 受領者に関する一部の情報の提示を団体側が拒否し、領収書の内容全てを確認できなかったため、証憑書類としては認められないものが1件800円あった。上記を除き、2,464,989円が支出されていることを確認した。

なお、監査で指摘のあった「一回当たりの支出が比較的高額なレストランでの食事代」については、一回あたり2万円を超える領収書を確認したところ、8件あった。詳細は以下のとおり

- ① 20,990円 食事代 12名（1人当たり1,749円）
- ② 29,710円 食事代 6名（1人当たり4,952円）
- ③ 21,330円 食事代 8名（1人あたり2,666円）
- ④ 54,340円 食事代 16名（1人当たり3,396円）
- ⑤ 66,396円 食事代 8名（1人当たり8,300円）
- ⑥ 41,699円 食事代 6名（1人当たり6,950円）
- ⑦ 27,587円 食事代 10名（1人当たり2,759円）
- ⑧ 21,750円 食事代 10名（1人当たり2,175円）

使途を確認したところ、支援対象者との面談や、支援対象者間の交流を促進し、自立に向けた意識づけを目的としたものであった。

支援対象者の自立を図るための会食等は、事業実施上必要性が認められることから、本事業の対象経費とする。

（4）通信運搬費

通信運搬費は携帯電話の使用料を計上している。

支出の確認に当たっては、管理台帳と銀行の振込履歴を突合した。

その結果、携帯電話の使用料として471,425円が支出されていることを確認した。

（5）医療費

医療費は医療機関での診療費や薬代、PCR検査の費用を計上している。

支出の確認に当たっては、管理台帳と領収書を突合した。

その結果、医療費982,630円、薬代5,076円、PCR検査代352,27

0円の合計1,339,976円が支出されていることを確認した。

（6）備品購入費

備品購入費はパソコンの購入費用を計上している。

支出の確認に当たっては、管理台帳と領収書を突合した。

その結果、パソコンの購入費用として336,280円が支出されていることを確認した。

一方で、実施状況報告書では、エアコン購入と記載があったが、実際はパソコンを購入していたことから、団体に対し、改めて実績報告書の記載内容に誤記が無いように指導した。

（7）消耗品費

消耗品費は日常的に使用する事務用品や生活用品を計上している。

支出の確認に当たっては、管理台帳と領収書を突合した。

その結果、以下のような支出があった。

- 管理台帳に記載があり、領収書が存在するものの、宛名が当該団体の職員名となっている領収書が2件16,450円あった。職員名での領収書は、当該事業に係る領収書としては認められないことから、対象経費から除外することとする。
- 給食費の中に消耗品として計上すべきものが3件8,906円あった。上記を除き、2,137,767円が支出されていることを確認した。

（8）旅費交通費

旅費交通費は駐車場代、交通費などを計上している。

支出の確認に当たっては、管理台帳と領収書を突合した。

その結果、以下のような支出があった。

- 団体の自主事業に関する旅費が3件で63,948円含まれていた。
- 受領者に関する一部の情報の提示を団体側が拒否し、全てを確認できなかったため、証憑書類としては認められないものが59件183,863円あった。上記を除き、ガソリン代296,140円、交通費685,669円、駐車場代83,800円、レンタカー代27,840円の合計1,093,449円が支出されていることを確認した。

（9）宿泊支援費

宿泊支援費はホテル等の宿泊代などが計上されている。

支出の確認に当たっては、管理台帳に記載されている内容と領収書、銀行の振込履歴を突合した。

その結果、以下のような支出があった。

- 領収書があるものの、支援内容の説明が不十分なものが2件191,653円あった。
- 受領者に関する一部の情報の提示を団体側が拒否し、領収書の内容全てを確認できなかったため、証憑書類としては認められないものが12件67,500円あった。上記を除き、2,778,940円について支出されていることを確認した。

なお、そのうち「都外遠隔地での宿泊」は10件あった。詳細は以下のとおり

- ① 9,400円 3名×1泊（1人当たり3,133円）
- ② 12,330円 3名×1泊（1人当たり4,110円）
- ③ 122,100円 8名×2泊（1人当たり7,631円）
- ④ 36,655円 3名×1泊（1人当たり12,218円）
- ⑤ 64,600円 4名×1泊（1人当たり16,150円）
- ⑥ 29,848円 2名×1泊（1人当たり14,924円）
- ⑦ 188,925円 15名×2泊（1人当たり6,298円）
- ⑧ 46,200円 3名×1泊（1人当たり15,400円）
- ⑨ 65,450円 5名×1泊（1人当たり13,090円）
- ⑩ 47,520円 4名×1泊（1人当たり11,880円）

使途を確認したところ、生活習慣立て直しのための合同宿泊訓練を目的としたものや、地元で同様の支援を受けることが難しい支援対象者との定期的な面談であった。

支援対象者の自立を図るための宿泊は、事業実施上必要性が認められることから、本事業の対象経費とする。

(10) 車両関連費

車両関連費は月極駐車場代、タイヤ関係費用などが計上されている。

支出の確認に当たっては、管理台帳に記載されている内容と領収書、銀行の振込履歴を突合した。

その結果、車両維持費用498,247円、タイヤ関係費用138,600円、月極駐車場代446,200円の合計1,083,047円が支出されていることを確認した。

一方で事業実績報告書では、タイヤ購入・交換費用が計上されているが、実際はタイヤ交換・保管費用であったことから、団体に対し、改めて実績報告書の記載内容に誤記が無いように指導した。

(11) 各種保険

各種保険は社会保険料や火災保険料などが計上されている。

支出の確認に当たっては、管理台帳に記載されている内容と領収書を突合した。

その結果、以下のような支出があった。

- 社会保険料を確認したところ、自主事業に従事している職員分も含めた団体全員の保険料が計上されていた。
本事業に従事する職員分と自主事業に従事する職員分について、按分処理をした結果、389,046円が過大に計上されていた。
按分についての考え方であるが、当該職員の社会保険料の総額に、当該職員の従事業務全体のうちで本事業の業務が占める比率を乗じて、算出した。
上記を除き、3,212,344円が支出されていることを確認した。

(12) 会議費

会議費は打合せの際の食事代、自立を支援するための合同宿泊に係るスタッフの宿泊費が計上されている。

支出の確認に当たっては、管理台帳に記載されている内容と領収書を突合した。

その結果、会議費用として204,540円が支出されていることを確認した。

(13) ソフトウェア

ソフトウェアに関する費用が計上されている。

支出の確認に当たっては、管理台帳に記載されている内容と銀行の振込履歴を突合した。

その結果、775,610円が支出されていることを確認した。

2 調査の結果

上記1の(1)から(13)のとおり、管理台帳の誤記が6件370,022円、領収書の宛名が個人名であるものが4件46,341円、領収書があるものの支援内容の説明が不十分であったものが2件191,653円、按分がされていないものが2件1,001,958円、自主事業にかかる経費で当該委託事業の経費として適切ではないものが3件63,948円あった。また、領収書の一部提示を拒否したため支出の証憑書類としては不十分なものが72件252,163円あった。これらの経費の合計1,926,085円については、事業経費とは認められないため、対象経費から除外する。

その結果、本件契約に係る本事業の実施に必要な経費の実績額は、27,131千円と特定した。このうち、委託料の上限額の範囲内である26,000千円を委託料として確定した。

なお、今回の調査過程において、都職員が団体を訪問し、本事業に係る支出の根拠となる領収書原本の提示を求めた際、団体側から領収書の一部の提示がなされなかったことは、仕様書の規定に反しており、団体に対し改善を指示するものとする。

3 令和4年度の対応について

令和4年度の事業の履行状況や経理状況については、今後、外部有識者で構成する評価委員会で年度内に審査する。

令和4年度の精算に当たっては、支出の確認を徹底し、厳正に対処する。

4 その他

本事業は、困難を抱えた若年女性の自立推進に資することを目的に、公的機関と民間団体が連携して実施している。都は、国の要綱に基づき委託事業として開始したが、団体により支援対象者や支援方法が様々であることなどから、民間団体がそれぞれのノウハウを活用し、支援対象者の状況に応じたより柔軟な対応が可能となるよう、令和5年度より補助事業化し、団体の活動を一定の基準に基づき助成する仕組みとする。

なお、補助事業化にあたっては、事業の公益性・信頼性を担保できるよう、補助要件を厳格に設定する。

Colaboが領収書提示を一部拒否！東京都の再調査結果に衝撃止まらず

小池氏、記者会見で初言及も“責任回避”



SAKISIRU編集部

2023年03月04日 06:00

いいね！ 35

シェアする

ツイート

Pocket

ブックマーク 2

コメント 11件

東京都が若年女性支援の事業を委託してきた一般社団法人「Colabo」（代表理事：仁藤夢乃）の会計処理について、住民監査請求が一部認められた問題で、都は3日、監査委員からの勧告を受けて実施して再調査の内容を公表した。

再調査は、Colabo問題の「次のヤマ場」として年明けからSNSで大きな注目を集めてきたが、Colabo側が都から求められた領収書の原本提示を一部応じなかったことが明らかになり、波紋を広げている。



東京都庁 (K2_keyleter /iStock)

公表された調査結果によると、支援対象の女性への「給食費」について管理台帳と銀行の振込履歴、領収書を突き合わせたところ、経費として認められない職員名での領収書が2件29,891円あることが判明。Colabo側は給食支援を受けた女性についての一部情報の提示を拒否した領収書も1件800円あった。

さらに「旅費交通費」でも59件183,863円、「宿泊支援費」でも12件67,500円、領収書の提示を拒んだという。

領収書を提示しなかった理由について、Colaboの弁護団はNHKの取材に対して「保護女性のプライバシーに関わる部分のみ提示を控えた。今後については都と協議していきたい」と説明した。

都は「今回の調査過程において、都職員が団体を訪問し、本事業に係る支出の根拠となる領収書原本の提示を求めた際、団体側から領収書の一部の提示がなされなかったことは、仕様書の規定に反しており、団体に対し改善を指示する」としている。

しかし、Colabo問題について、政府に1月に質問主意書を提出した元都議の音喜多駿参院議員（日本維新の会政調会長）がツイッターで「改善の指示で済む問題なのか、改善指示に対する団体側の反応はどういったものなのか」と述べるなど、問題視する声は絶えない。

このほかにも、事業実施報告の備品購入で、エアコンと記載していたものが実際はパソコン代の33万円だったことや、社会保険料についても38万円が過大に計上されていたことが判明した。

都は、当初計上された約2900万のうち、190万円を経費として認めないことになった一方で、経費が委託費の上限を超過していることから、Colaboに対し返還を求めない方針だ。調査に全体として、Colabo側の公金をずさんに取り扱っている姿勢や、都の対応の甘さが改めて露呈したことになり、炎上が新年度も続きそうな雲行きだ。



定例会見でColabo問題に初言及した小池氏（Facebook「東京都知事 小池百合子の活動レポート」）

一方、公表に先立ち、小池知事が定例記者会見で初めてColabo問題に言及する一幕もあった。産経新聞の中村雅和記者から再調査について質問が及ぶと、小池氏は「今日の4時からその内容について監査としての発表があるというか、説明があるというふう聞いております」とかわしつつ、「そもそもこの事業ですけれども、国の事業であって、私どもは委託を受けているということです」と述べるなど責任回避の姿勢に終始した。

1. はじめに

補助金とは、地方自治法第232の2において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に、当該補助事業者に対し交付でき、その補助金を交付する際は、公金であることを鑑み、地方公共団体がその行政目的を達成するうえで、他の手法と比較した場合に、最も効率的な手法であることが前提となるものである。

これまで本市として、補助金については、こうした補助金の原則を踏まえ、随時見直しを図ってきたところであるが、中長期的・統一的な観点に基づく見直し方針が明確でなかったことから、補助金の基本的な指針を策定する必要があった。

高岡市行財政改革推進方針〔第2次行財政改革アクションプラン〕では、行政の役割・公益性検証（補助金、扶助費適正化）として、「各種助成・給付制度へのサンセット方式の導入等により、行政の責任分野、経費負担のあり方を、定期的に点検し、補助金や市単独による扶助費の見直しを図る。」ものとしている。また、高岡市財政健全化緊急プログラムにおいても、健全財政に向けて、①投資的経費の抑制、②公債費の平準化、③公共(的)施設管理コストの縮減、④事務事業の見直し、⑤総人件費の圧縮、⑥歳入の確保を柱とし、財政構造の体質改善に努め、持続可能な財政運営と「市民創造都市高岡」の実現を目指し取り組んでいるところである。

このように、持続可能な財政運営を確立するためには、一つ一つの補助金に対する不断の点検のみならず、公債費や物件費等、他の歳出費目と同様、補助金の執行に必要な一般財源総額を適正に管理する視点が必要である。

このたび本市では、統一的な視点から、今後の補助金等の基準を定めた「補助金の基本的な考え方（補助金ガイドライン）」を策定することとした。これは、単に、既存の補助金の削減を進めるものではなく、市民と行政の役割分担を明確にするとともに、時代により変化する市民ニーズに対応した補助制度を提供できる環境を整えることを目的とするものである。

2. 補助金の課題

補助金等は、地域活性化や産業振興などの行政課題を解決する有効な手段として、これまで行政の補完的な意味から重要な役割を果たし、一定の成果を上げてきている。（令和元年度予算における補助金は、480事業、約39億円）しかしながら、補助の長期化による既得権化や補助対象経費に対する考え方が統一されていないなど次のような課題を抱えている。

(1) 補助金の長期化による既得権化

- ・補助金の終期設定がされないまま、補助を始めると、補助金額等を見直す機会を失い、長期に渡って継続され、既得権化の傾向がみられる。

(2) 団体等の自立性の阻害

- ・補助金が長期に渡って継続されることで、交付を受けている団体等が、補助金に対する依存度が強くなり、団体等の自主性や自立性を阻害するだけでなく、自主的な運営を行う姿勢が希薄になる傾向がみられる。

(3) 補助対象経費、算定基準が不明確

- ・統一的な補助基準の考え方が明確になっておらず、個別案件ごとに要綱を制定しており、補助率の高い補助制度があるなど公平性に欠けていることが見受けられる。また、目的、対象経費や算定基準を明記した交付要綱が整備されていないため、補助対象経費や算定基準が不明確となっている。

(4) 補助制度の透明性

- ・補助金を受ける団体等や補助金額など補助制度に関する情報が市民や団体等に提供されていないため、透明性に欠ける補助制度がある。

(5) 少額補助金が多数

- ・100万円未満の補助金が、補助金全体の6割近くを占めており、その多くが個々の補助要綱に基づかない予算補助となっている。

3. 補助金の基本的な視点

補助金等は、公益的な活動の活性化や施策展開する上で非常に有効な方策だが、全体的な視点があれば不公平なものとなり、結果として効率的・効果的でなくなってしまうことになる。

補助金等の見直しにあたっては、補助金の性質について改めて理解する必要があることから、その基本的な視点について示すものである。

(1) 公益性

- ・事業の目的や内容が、広く市民生活の向上に寄与し、客観的に公益性が認められること。

(2) 必要性

- ・現在の社会経済情勢や市の施策に合致し、市と市民との役割分担の中で、市が補助すべき事業であること。

(3) 公平性

- ・特定の団体等に限定されおらず、他団体等との間で公平性が保たれていること。

(4) 有効性・効率性

- ・目的（目標）を適切に設定できていること。
- ・補助によることが、他の手法と比べ、費用対効果が高いものであること。

4. 補助金の分類

- (1) 制度的補助 <R1 予算：91 事業、約 21.2 億円>
 - ・法令等により補助の実施が義務付けられているもの
 - ・国、県等の制度に基づくもの
 - ・市の条例等により定めた基準に基づくもの
 - ・他の市町村との協議によって補助するもの。
 - ・債務負担行為等に基づくもの
- (2) 団体運営補助 <R1 予算：151 事業、約 6.3 億円>
 - ・公益性のある団体等に対して、その運営に必要な運営経費に対して補助するもの
- (3) 事業費補助 <R1 予算：163 事業、約 10.8 億円>
 - ・団体等が行う公益性のある事業に対して、その事業（活動）に必要な経費に対して補助するもの
- (4) イベント等補助 <R1 予算：75 事業、約 0.6 億円>
 - ・行事、イベント、大会の開催に対して補助するもの

5. 補助金の基準

(1) 補助金交付対象の明確化

「4. 補助金の分類」に定めるもののうち、原則的に「制度的補助」「事業費補助」「イベント等補助」を対象とし、「団体運営補助」は対象としない。ただし、国または県等により運営費補助を行うことを前提とした補助制度であるものや、法令等により設置されている公共団体及び市が公益上その活動が必要であると認める団体（※）については、この限りでない。

(※) 高岡市社会福祉協議会、高岡市国際交流協会、高岡市観光協会、高岡市文化振興事業団、高岡市体育協会、高岡市シルバー人材センター、高岡地域地場産業センターなど

(2) 事業実施主体と予算科目の見直し

補助金とは、地方自治法第 232 条の 2 において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に、反対給付なしに支出するものである。また、公金である補助金を交付する際は、地方公共団体がその行政目的を達成する上で、他の手法と比較した場合に、最も効率的な手法であることが前提となる。

そのため、市が実施すべき事業を団体が実施している場合などで、団体から提供される役務などに対しては、補助金ではなく、報償費、委託料又は負担金などの予算科目により措置すべきものであり、その事業の性質を踏まえ、当該費目での支出に見直すものとする。

■ 予算科目の分類について（参考）

反対給付の有無 額の決定方法		市への反対給付はない		市への反対給付がある (提供される役務などに対する 相当の対価がある)	
		市が額を一時的に 決定している。		額は合意・契約な どにより決定	
事業の実施主体					
市が行うべき事業		扶助費	交付金	委託料	
公益 上 必要 が あ る 事 業	市に一定の義務・ 責任がある	補助金		報償費	負担金・分担金
	市に義務・責任 はない			/	

(3) 補助金等交付要綱の制定

- ① 補助金を交付する場合は、「事業費補助」「イベント等補助」であっても、原則、補助金等交付要綱を制定し、「制度的補助」として運用すること。
- ② 補助金等交付要綱を制定する場合は、次に掲げる規定を設けること。併せて、効果測定のため、成果指標を設けること。
 - A) 目的
 - ・必要性や効果などを明確に規定すること。
 - B) 補助対象の事業内容
 - ・補助対象となる事業内容等について明確に規定すること。
 - C) 補助対象経費
 - ・補助対象になる経費について明確に規定すること。
 - D) 補助率等
 - ・補助金を定率で交付する場合はその率を、定額で交付する場合は算出根拠・金額を規定すること。
 - E) 終期（補助期間）
 - ・開始から終了までの期間や年度を規定すること。
- ③ 既に制定されている場合においても、上記②に定める規定をはじめ本ガイドラインに定める事項と照合し、必要に応じ改定すること。
- ④ 交付要綱で設定した終期の前年度までに、成果指標に基づき、事業評価を実施する。補助金を継続することと決定した場合、その時点での社会情勢や行政需要の変化等を踏まえた要綱等の改定を行うこと。
- ⑤ 単年度限りのイベント補助等、1年以内に終了する事業、または、複数年にわたるものであっても明確に期限が設定された事業への補助金については、必ずしも要綱の制定を必要としない。

(4) 補助対象経費の明確化

- ① 補助金の公平性や透明性を高めるため、補助対象経費を明確に規定すること。
- ② 人件費、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は、補助対象外経費とすること。ただし、補助事業の目的達成のため特に必要性が認められるものについては、補助要綱等において補助対象であることを明確にし、例外的に補助対象経費とすることができる。
 - 人件費
 - 法令等により設置されている公共団体及び市が公益上その活動が必要であると認める団体については、補助対象経費とする。
 - 飲食費
 - 事業の必要上やむを得ないものに限り、補助対象経費とする。
 - 補助金
 - 間接補助（交付先から更に他団体へ補助すること）は、補助の不透明化につながることから、補助対象外経費とする。ただし、間接補助の妥当性を検証する仕組みの構築を図ったうえで、市から直接補助する場合より効率的・効果的であると認めた場合は、補助対象経費とする。
 - 負担金
 - 上部組織への会費、負担金や協賛金等については、補助対象外経費とする。
- ③ 経済的支援、児童育成や教育支援等の扶助的な補助金のうち、補助対象経費を設定できない場合は、補助単価を設定すること。

(5) 補助率等の適正化

- ① 補助率については、事業（活動）の支援であるという観点から、原則、補助対象経費の1/2以内にとすること。ただし、法令等により設置されている公共団体及び市が公益上その活動が必要であると認める団体もしくは政策的な理由により1/2を超える補助率とする場合は、理由を明確にすること。また、制度的補助で、法令、条例等で1/2を超える補助率が設定されている場合について、その内容を明確にしておくこと。
- ② 補助率を設定しない場合は、補助単価を明確に規定すること。
- ③ 本市における同一政策分野の補助金や類似する補助金、他市の補助金との比較や財源負担額等に応じ、適正な補助率や上限額を設定すること。

(6) 終期の設定（サンセット方式の確立）

- ① 補助金の実効性を高めるとともに、既得権化を防ぐため、原則、3年以内の終期（補助期間）を設定し、終期が到来した時点で廃止とする。ただし、事業評価の結果、継続することが妥当と評価されたものは、この限りでない。
- ② 国や県等の制度によるものは、国や県等の制度の終了をもって市の補助制度が終了することを明記すること。
- ③ 終期を迎えるなど、補助金の効果や必要性を検証する際は、次の点に留意すること。なお、終期によらず、補助金等交付の根拠となる法令や各種計画等の変更はもとより、社会情勢や行政需要の変化により見直す必要が生じた補助金は速やかに本方針に基づき見直しを行うこと。
 - A) 補助金の成果について、PDCAサイクルによる検証を行うこと。特に、継続判定となる補助金は、その目的（成果指標）と目標達成度合いについて、簡便な評価手法であっても定量的な検証など「見える化」できる評価手法を用い、判定結果だけでなく経緯についても説明されたものであること。
 - B) 目的や内容が類似・重複する補助金や関連する補助金については、手続きの簡素化・省力化、行政の事務の効率化・迅速化の観点から、整理・統合できないか積極的に検討すること。
 - C) 同一団体に対し複数の補助が恒常的に行われている場合は、補助金の再編・統合を検討すること。
- ④ 終期を設定することで、公益的な活動が阻害されると考えられる場合は、当該団体に中長期的な行動計画を策定させ、上記の③に基づく計画を踏まえた事業評価を、原則3年ごとに実施し、当該団体の運営が適正かどうか確認することで、補助金の必要性を判断し、その透明性を確保していくこと。併せて、補助金の終期が団体の終期となる可能性もあることから、団体の役割とこれまでの活動への評価、及び、今後の必要性等を踏まえたうえで、まずは団体の存続の必要性について検討すること。

(7) 繰越金等の対応

団体等の決算（過去3か年程度を対象）において、繰越金や積立金等が、補助金を超えている場合は、繰越金や積立金等の用途を明確にする必要がある。用途が不明確な場合や、補助金の趣旨と合致しない場合には、補助金（額）を調整（減額）すること。

(8) 経過措置

既存の補助金については、速やかに、この補助金の見直し基準に従うことを原則とするが、猶予すべき事情がある補助金については、その事情により、3年程度の経過措置期間を設けることも可能とする。

なお、新規の補助金については、令和2年度当初予算から、この基準を適用するものとする。

6. 補助金の透明性確保

公金である補助金を交付する際は、地方公共団体がその行政目的を達成するうえで、他の手法と比較した場合に、最も効率的な手法であることが前提となることから、補助金に係る事業評価等を絶えず行っていくことが必要である。加えて、その事業評価等が適正に行われているかを検証する仕組みづくりや、補助金に関する情報公開を行うことで、その透明性を確保していく必要がある。（下記に定める項目の具体的な手法は、今後検討し、別途、定めるものとする。）

(1) 補助金の検証に係る監査の実施

各担当部局で実施する補助金に係る事業評価等が適正に行われているかどうか定期的な監査を実施し、補助金の透明性を確保していく。

(2) 補助金の支出内容等の公表

補助金が、交付先とその具体的な用途について、ホームページ等において公表することで、市民にとって透明性の高い補助金制度を確立していく。